

別表2（第6条関係）

施 工 基 準
<p>I 周辺対策</p> <p>1. 事業の施工にあたっては、粉塵、騒音、振動及び搬出入車両による土砂等の飛散等により、周辺の土地及び住民に被害、迷惑を及ぼすことのないようにすること。道水路を破損した場合は原形復旧すること。道水路との境界及び占用する場合は関係機関と十分に協議すること。</p>
<p>II 交通対策</p> <p>1. 事業区域への土砂等の搬出入については、搬出入経路図に示された路線から搬出入すること。また、搬出入経路が通学路にあたる場合は、通学時間を避けること。</p>
<p>III 安全対策</p> <p>1. 事業場への出入り口は1カ所とし、作業終了時には必ず閉鎖すること。</p> <p>2. 事業区域外への土砂等の流出のおそれのないように、安全柵等を設置すること。</p>
<p>IV 作業時間等</p> <p>1. 作業時間は、午前8時から午後5時までとする。</p> <p>2. 日曜、祝祭日、年末年始の作業は行わないこと。</p>
<p>V 埋立て又は盛土</p> <p>1. 埋立ての高さは、隣接する最も低い道路の側溝面又は車道面より事業完了時において、10センチメートル以上さげること。</p> <p>2. 土砂等によるたい積の高さは、事業区域内の施行前の地盤高より2.5メートル以内であること。</p> <p>3. 土砂等によるたい積の法面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。）の勾配は、30度以内であること。</p> <p>4. 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。</p> <p>5. 事業区域と隣接地との間には、災害時に備え十分な保安地帯が設けられていること。</p> <p>6. 天地替え等による掘削は、地表より1.5メートル以内とすること。ただし、1.5メートル以内であっても隣接地に影響を及ぼす恐れのある場合はそれ以上掘削しないこと。</p> <p>7. 事業完了後の地盤のゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置を講ずること。</p>